

四日市市告示第159号

四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年 3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付要綱（令和3年四日市市告示第94号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす創業者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 四日市市創業支援等事業計画に基づいて実施される<u>創業塾又は創業カフェを受講し、特定創業支援事業該当者として報告されている者</u></p> <p>イ 四日市市創業支援等事業計画に基づいて実施される<u>女性起業家育成支援事業を受講し、特定創業支援事業該当者として報告されている者（ただし、令和5年度以前の受講者については、女性起業家育成支援事業の完了報告書に掲載されている受講生とする。）</u></p> <p>ウ 四日市市創業支援等事業計画に基づいて実施される<u>インキュベーション施設に入居し、特定創業支援事業該当者として報告されている者</u></p> <p>エ <u>三重県全域を対象にした、県内で実施されるビジネスプランコンテスト等受賞者（ただし、県又は市が主催又は後援をしているものに限る。）</u></p> <p>(3)から(7)まで (略)</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす創業者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 四日市市創業支援等事業計画に基づいて実施される<u>創業塾を受講し、特定創業支援事業該当者一覧表に掲載されている受講生</u></p> <p>イ 四日市市創業支援等事業計画に基づいて実施される女性起業家育成支援事業の<u>完了報告書に掲載されている受講生</u></p> <p>ウ 四日市市創業支援等事業計画に基づいて実施される<u>インキュベーション施設の入居者</u></p> <p>(3)から(7)まで (略)</p>

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) ビジネスプランコンテスト等で受賞したことが分かる資料(第3条第2項エに掲げる対象者に限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) その他市長が必要と認める書類

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 郵便番号  
住 所  
名 称  
氏 名

四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付申請書

四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付要綱第4条に規定する事業を実施するので、同要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 創業日 年 月 日
- 5 業種
- 6 要綱第3条第1項第2号要件（いずれかに○）
  - ア 創業塾または創業カフェを受講した特定創業支援事業該当者
  - イ 女性起業家育成支援事業を受講した特定創業支援事業該当者
  - ウ インキュベーション施設に入居している特定創業支援事業該当者
  - エ 三重県内のビジネスプランコンテスト等受賞者
- 7 添付書類
  - 収支予算書  開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し
  - 事業計画書  個人の場合は、主たる事業所の所在地が確認できる資料
  - 誓約書  完納証明書の写し
  - (エの場合のみ) ビジネスプランコンテスト等受賞したことが分かる資料

第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

住 所

名 称

氏 名

四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金について、四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の対象とする事業

3 補助金の交付条件

- (1)申請者が補助金の対象とする事業を実施すること。
- (2)事業計画に変更を生じた場合は、市に報告すること。
- (3)四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (4)この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておかなければならない。
- (5)この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 郵便番号  
住 所  
名 称  
氏 名

四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号一 で交付決定通知のあ  
った四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金について、下記のとおり計画を  
変更したいので、四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付要綱第9条第  
1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 補助金変更申請額 金 円
- 2 変更理由
- 3 変更内容
- 4 添付書類
  - 変更収支予算書
  - その他

住 所

名 称

氏 名

四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金計画変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金の計画変更を承認し、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助金変更決定額 金 円

2 補助金の対象とする事業

3 補助金の交付条件

(1)申請者が補助金の対象とする事業を実施すること。

(2)四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

(3)この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(4)この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和6年3月31日から施行する。